

## ソーシャルメディア利用規程

### (定義)

第1条 この規定はソーシャルメディアの個人利用においての一定のガイドラインについて定めるものである。

### (目的)

第2条 ソーシャルメディアは有効に活用することによって、職員および関係者が有益な知見やアイデアを積極的に共有し組織の活性化につなげることができる。ただしソーシャルメディアを運用するにあたり一定のルールが前提となるため、ここに守るべき法人としての一定の利用ルールを定めることとする。

### (対象者)

第3条 法人役員および法人に勤務する職員、その他契職員、臨時職員等を対象者とする。

### (法令および社内規則等)

第4条 ソーシャルメディアの利用者は、著作権や財務情報公開などに関する法令を遵守する。

- 2 契約書の内容や関連する就業規則の内容、個人情報保護方針を遵守し、良識ある社会人として健全な社会常識から逸脱した言動がないように自らを律し、フェアなコミュニケーションを行う。

### (思想・信条の自由)

第5条 人種・思想・信条等に関する差別や誹謗中傷は行わないようにする。

### (第三者の権利)

第6条 著作権・肖像権・プライバシー・個人情報など、第三者が保有する権利を尊重し、侵害しないようにする。

### (機密情報の保護)

第7条 公表前の業務上知りえた当法人に関する情報および関係団体等に関する情報に言及しないようにする。

### (守秘義務)

第8条 ソーシャルメディアでのやり取りの中で知りえた他法人や相手先の言動を、相手先の許可なく公開しないようにする。また相手先を特定できるような表現や内容を使用しないようにする。

(法人名公表の際の留意点)

第9条 ソーシャルメディア上で所属法人名、事業所名を公表する場合は投稿する意見や内容が個人のものであって組織を代表するものでないことを明記する。

- 2 法人での仕事や法人に関する話題をコメントに掲載する際には、以下の免責文を入れることとする。「このサイトの記載内容は私自身の見解であり、法人の立場や意見を代表するものではありません」

(参加の心構え)

第10条 ソーシャルメディア利用においては情報発信や対応において責任を持ち、誤解を与えないようにするために、まず他の参加者の声を傾聴し、不要な議論や争いは起こさないようにする。

- 2 議論が起こった際には感情的にならず、批判や攻撃を行うことなく建設的に対応する。
- 3 参加者の知識や経験を広く共有し、多くのコミュニティの成長に貢献する。

(内容の訂正)

第11条 一度公開した情報は完全に削除できないと認識し、慎重に対応する。発信した情報に誤りが判明した場合は、速やかにその事実を公表する。

(正確性や迅速性)

第12条 伝聞や推測に頼らず正確な情報を発信し、誤解を招くような不正確な表現を避け、正確な表現を行う。

- 2 相手先の発言などへフィードバックを行う場合には迅速かつ真摯に行う。

(相手先への配慮)

第13条 特定企業の商品やサービスを評価する場合はその評価が相手先に不利益にならないように留意する。

(商標等)

第14条 許可なく法人のロゴや商標を使用することは禁止する。

(訴訟等)

第15条 ソーシャルメディア利用によって法人や相手先に不利益を与え、名誉棄損や守秘義務違反等の法的紛争に発展した場合は、相応の損害賠償や法的処分を受ける可能性があることを発信者は予定すること。